JAしもつけ

令和8年度

ウィンターキャンペーン



キャンペーン期間

令和8年11月2日(月) ▶ 令和9年1月29日(金)

募集 10億円

お預入金額
20万円以上
新規資金

お預入期間
1年・2年

組合員の方
(新たに出資された方を含む)
JAは農家の方以外もご利用いただけます。

この冬の貯金で、未来をあたたかく。

☆ スーパーおよび大口 ☆

定期貯金

適用金利(年利)

1年	2年
1.0%	1.2%
税引き後 0.796%	税引き後 0.956%

●詳しくは窓口またはホームページでご確認ください。

JAしもつけ ウィンターキャンペーン

取扱期間 令和8年 11月2日(月) ▶ 令和9年 1月29日(金)

商品概要

商品名

●スーパー定期貯金＜単利型＞
●大口定期貯金

ご利用いただける方

当JA組合員
(当JA管内に住所または勤務地を有する個人の方)

お預け入れ期間

期間1年／期間2年

お預け入れ金額

20万円以上の新規資金

適用金利

1年／年利1.0%(税引後　年0.796%)
2年／年利1.2%(税引後　年0.956%)
※初回満期日までの適用金利となります。

利息への課税について

お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。

満期時のお取り扱い

自動継続扱となりますので、満期日(継続日)におけるスーパー定期貯金・大口定期貯金の店頭表示金利を預入期間および預入金額に応じて適用し、その金利は満期日まで適用いたします。

貯金保険制度

この定期貯金は貯金保険制度の対象となっており、同保険制度の範囲内で保護されます。

その他

◎詳しくは、店頭またはホームページの商品概要説明書でご確認ください。
◎当JAにお預けいただいている定期貯金(継続・中途解約)の預け替えはご利用いただけません。
◎この貯金は満期日前に解約できません。やむをえず満期日前に解約される場合は、表示の金利は適用されません。商品概要説明書に記載の中途解約利率を適用いたします。
◎この定期貯金はATMでのお取り扱いはできません。



いつでも、どこでも 手軽で便利だぞう。

JAバンクアプリ 簡単 即利用

アプリをダウンロードして簡単登録！いつでもすばやく口座残高のチェックや明細の照会ができるサービスです。

残高照会 / 入出金明細照会 / 投信残高照会 / 定期預金明細照会 / PayB(払込票決済) / 通帳レス口座

●残高・入出金明細照会

ダウンロードはこちらから

新登場! JAバンクアプリプラス

JAバンクアプリプラスなら口座開設や各種サービスをすべてスマホひとつで

アプリで振込や税金・公共料金の払込みなど、さまざまな取引ができます。

口座開設 / 振込・振替 / 税金・各種料金の払込み / カードローン / 住所・電話番号変更

※「カードローン」は、JAによってお取扱いできない場合や、一部機能に制限を設けている場合、対象商品・案件が異なる場合があります。

ダウンロードはこちらから



JAカードをご利用いただくと

直売所で

ご請求時に **5%割引**

JAカードで対象のJA直売所でお買い物をするとご請求時に5%割引いたします。

栃木県内のじゃすぽーとSSで



4円/ℓ割引

栃木県内のじゃすぽーとSSにおいてJAカードでガソリンを入れると、店頭価格から2円/ℓ割引＋カード利用ご請求時に2円/ℓ割引となります。

JAしもつけ

栃木駅前支店 TEL.0282-20-8821
栃木東支店 TEL.0282-27-2525
栃木西支店 TEL.0282-31-1794
都賀支店 TEL.0282-27-5611
壬生支店 TEL.0282-82-1111
大平支店 TEL.0282-43-2344
藤岡支店 TEL.0282-62-4333
岩舟支店 TEL.0282-55-3333
金融共済部貯金為替課 TEL.0282-24-1183

JAは農家以外の方でもご利用いただけます。詳しくは最寄りの支店窓口へ。

商品概要説明書《スーパー定期貯金》

ＪＡしもつけ　令和８年度ウィンターキャンペーン

（令和８年 11 月２日～令和９年１月 29 日）

商 品 名	・ＪＡしもつけ　令和８年度ウィンターキャンペーン
ご利用いただける方	・個人 ・当ＪＡ組合員（新たに出資された方も含む）
期　間	・定型方式　１年(単利型)、２年（単利型） ・自動継続（元金継続または元利金継続）
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・20 万円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭または当組合ホームページでご確認いただけます。詳しくは、窓口へ問い合わせください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5％を上乗せした利率) ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）に より計算した利息とともに払い戻します。 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×50％ ③　１年以上３年未満　　約定利率×70％ ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または企画総務部(電話：０２８２－２０－８８３８)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ企画総務部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会　　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡしもつけ

商品概要説明書《大口定期貯金》

ＪＡしもつけ　令和８年度ウィンターキャンペーン

（令和８年 11 月２日～令和９年１月 29 日）

商 品 名	・ＪＡしもつけ　令和８年度ウィンターキャンペーン
ご利用いただける方	・個人 ・当ＪＡ組合員（新たに出資された方も含む）
期　間	・定型方式　１年、２年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・1,000 万円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間２年未満のもは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間２年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×　70　％。小数点第４位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭または当組合ホームページでご確認いただけます。詳しくは、窓口へ問い合わせください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5％を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のＡ、ＢおよびＣ（Ｃの算式により計算した利率が０％を下回ると０％とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 Ａ　解約日における普通貯金の利率 Ｂ　約定利率－約定利率×30％ Ｃ　約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はＪＡバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当ＪＡ所定の利率とします。 （２）預入日の１か月後の応当日以降に解約する場合 次のＡおよびＢの算式により計算した利率（Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 Ａ　約定利率－約定利率×30％ Ｂ　約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。

貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または企画総務部(電話：０２８２－２０－８８３８)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ企画総務部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会　　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡしもつけ